平成28年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成28年6月6日(月)10:30~12:00

場 所 職員会館かもがわ 2階 第4,5会議室(中会議室)

(議事要旨)

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について

内 容 説 明

○事務局 議題1の歴史的風致維持向上 計画に基づく取組について,を御説明いた します。

こちらの平成27年度進行管理・評価シートという資料がございますので、そちらを 御覧ください。

まずは、アの平成27年度実績及び計画の 進行管理・評価についてでございます。

こちらは、平成24年度から認定計画に記載しております歴史まちづくりに関する事業について可能な限り評価シートを作成しております。平成27年度、昨年度につきましては、46事業についての評価シートを作成しております。こちらの評価シートの資料は、それらの事業の評価をそれぞれ取りまとめたものでございます。

限られた時間でございますので、評価シート全体の構成について説明させていただき、平成27年度のそれぞれの評価に関しては、抜粋という形で説明させていただきたいと存じます。

評価シートの1枚目,2枚目の目次を御覧ください。

こちらの進捗評価シートと書いてありますもの、構成としましては、評価軸の①から⑥までの構成になっております。1枚目、2枚目で目次となっております。

まず,①の組織体制につきましては,認定計画の推進のための組織体制について

の評価でございます。評価軸の②重点区域における良好な景観を形成する施策,こちらは重点区域内の景観施策についての評価を取りまとめております。評価軸③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項,こちらが計画に盛り込まれております各種事業について,それぞれ評価をまとめたものになっております。事業の内容としまして大まかに分かれております。

③の1から11にかけましてが、道路修景整備事業等のハード事業を取りまとめております。番号の12から15、こちらは文化財の保存・再生に関する事業でございます。番号の16から21にかけましてが、歴史的町並みに関する事業取りまとめでございます。番号の22から30にかけまして、町家に関連する事業を取りまとめてございます。31から34にかけましてが、岡崎地域における公共施設整備に関する事業でございます。番号35から最後にかけまして、文化芸術・伝統産業に関する事業を取りまとめたものとなっております。

評価軸④文化財の保存又は活用に関する事項について、文化財関連の評価を取りまとめたものでございます。評価軸⑤効果・影響等に関する報道ということで、1年間に歴史まちづくりに関連する取組をまとめたものでございます。評価軸⑥というのが、①から⑤以外のその他歴史まちづ

くりに関する取組をこちらで評価したものでございます。最後に、法定協議会におけるコメントシートと書いてありますのが、本日のこの推進会議で委員の先生方から御議論いただいた内容・意見をこちらに記載する内容となっております。

評価シート全体の構成については以上 でございます。

続きまして,評価シートを抜粋して御紹介していきます。

まず、ページ番号京都市-1の評価軸① の組織体制についてでございます。

こちらには認定計画の推進のための組織体制として、平成27年度の第1回、2回の推進会議及び庁内連絡会について評価をしております。

ここで、評価シートの様式について簡単 に説明をさせていただきます。そのままペ ージ番号京都市-1を御覧ください。

まず,項目とありまして,京都市歴史ま ちづくり推進会議及び庁内連絡会という 記載がございます。上のところの上段の右 手, 評価対象年度, 平成27年度とあります のが, 評価の対象が昨年度のものというこ とになっております。その下に、現在の状 況としまして,事業実施済か実施中か未着 手という記載を書くようになっておりま す。その下段に、推進計画自体に記載して いる内容を書くようになっております。そ の下に, 定性的・定量的評価というのが昨 年度の事業の取組状況と評価についてを 記載する項目となっております。中段の左 手,進捗状況,こちらは、計画どおりに事 業が進捗しているか進捗してないかとい う記載を記入するようになっております。 その右手に,実施・検討に当たっての課題 と対応方針、こちらは、こういった課題と 対応方針が必要な場合には記載をするよ うになっております。一番下に、事業の状 況を示す写真や資料を掲載する形となっております。これ以降も、同じように各事業について評価シートを作成する形になっております。

続きまして、ページ番号京都市-2、3の評価軸2の新景観政策の取組でございます。

昨年度は、これまでの景観政策の実施状況や影響等を取りまとめました平成27年度京都市景観白書を発行しております。白書等を題材として、景観政策に対する市民からの意見を頂戴する場としまして、京都市景観市民会議を開催いたしております。今回はその点について記載し、評価をしております。

また, 定性的・定量的評価の四角のとこ ろになりますけれども,屋外広告物に関す る取組について,一つ目としましては,景 観支障が大きな案件の解消, 二つ目, 優良 な広告景観を創出する屋外広告物の普 及・誘導等について評価をしております。 ①につきましては、平成26年8月末時点で 約2,100件あった景観支障が大きな案件の 適正化に取り組んでおります。平成28年2 月末時点で約460件を残すのみとなってお り、その点について評価をしております。 ②につきましては,京都景観賞屋外広告物 部門を実施し、1,207件の応募に対し185件 に表彰を行っております。そのうち2件の 事例をページ3の中段二つの写真に添付 させていただいております。補助金制度に つきましては、平成27年度、8件の補助を 行い, そのうち2件の事例を同じようにペ ージ3の上段二つに掲載させていただい ております。また、④広告景観行政の取組 について市民の理解を深める場としまし て, 京の広告景観を考えるシンポジウムを 開催し、その様子をページ3の下段に添付 させていただいております。

その他の取組につきましては,①京都岡崎の文化的景観の国の重要文化的景観への選定,②先斗町地域の界わい景観整備地区への指定,③地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を京都市が認定する地域景観づくり協議会制度について、これまでに認定しました七つの協議会が互いに協力し、各地域の価値を高めていくための京都市地域景観まちづくりネットワークの設立について評価をしております。

続きまして、評価軸③の歴史的風致維持 向上施設の整備及び管理に関する事項で ございます。こちらにつきましては、ペー ジ番号京都市-12の「歩いて楽しい町なか 戦略」の推進でございます。12ページをお 開きください。

評価シートの様式としましては,先ほど 説明したものと少しだけ異なる部分がご ざいます。項目の下に,事業期間と,国の 支援事業を活用している場合はその支援 事業名を記載する形となっております。そ れ以外は先ほどのものと同じでございま す。

続きまして、シートの内容についてでご ざいます。平成26年11月から整備に着手し ました四条通歩道拡幅事業が平成27年10 月末に完成いたしております。市内最大の 繁華街である四条通の烏丸~川端間にお きまして, 4車線を2車線化し歩道拡幅, 16箇所あったバス停を4箇所に集約し、車 道側に張り出したテラス型バス停を導入, 車を一時的に停車できる沿道アクセスス ペースを設置することで,公共交通優先化 と歩行空間の創出を図っております。整備 後は、通りの適正管理のための具体的な取 組について検討を実施していくため, 四条 通沿道利用マネジメント部会を3箇月に 1回の頻度で開催し、沿道利用のルール化 等を行っております。

続きまして、ページ番号京都市-19から 24ページにかけてでございます。

19ページをお開きください。

こちらは、景観政策課で実施しております歴史的建造物等の外観の修理・修景工事に対する助成件数の記入と代表事例の写真を添付させていただいております。平成27年度においても、修理等の御要望にお応えしまして、ページ番号で言いますと19から21にかけてでございますが、そちらの評価シートは、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする地区指定を行っている地区内での建造物の修理・修景事業を評価したものでございます。件数としましては、合計40件になっております。

続きまして、ページ番号22から24の評価シートにつきましては、個別指定の歴史的意匠建造物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物への修理・修景事業については合計36件を実施いたしております。このうち、平成27年度より先斗町地域を先斗町界わい景観整備地区に指定しております。当地区のうち、重要界わい景観整備地区内の建造物についても、同じように修理・修景工事費用の一部を助成対象としております。平成27年度は3件ほどの修理・修景を行っております。

続きまして、ページ番号京都市-33、京町家魅力発信コンテスト〜ムービーからムーブメント〜でございます。こちらは、京町家の保全活用の機運を高めるための取組の一環として行いました。全部で52件の応募があり、一次選考を通過した作品につきまして、審査委員の採点に市民審査委員の投票を加味しました公開審査を実施し、最優秀賞をはじめとする受賞作品6件を選定いたしております。受賞作品につきましては、テレビコマーシャルや特設サイ

トでの配信を行っております。今年度も京 町家の魅力を伝えるため、広く発信してい く予定となっています。

続きまして、ページ番号京都市-36、京都会館再整備、また、37、38のページにまたがっております京都市動物園再整備、39ページの左京区岡崎における神宮道と公園の再整備でございます。

京都市では、平成23年3月に岡崎地域活性化ビジョンを策定いたしております。琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組、岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観まちづくりなど、様々な取組を推進しております。

その中でも、京都会館につきましては、 平成23年に再整備基本計画を策定しまして、既存の建物価値の継承や景観に配慮した再整備を進め、平成28年1月10日にロームシアター京都として生まれ変わりました。

また、平成27年から「近くて楽しい動物 園」を目指し進めてきました動物園再整備 事業について、平成27年度にゾウの森、学 習・利便施設、京都の森が完成し、11月に グランドオープンいたしました。入園者数 につきましても、年々増加傾向にあるとの ことでございます。

左京区岡崎における神宮道と公園の再整備につきましては、平成26年に再整備基本計画を策定し、この基本計画に基づき、歩いて楽しい岡崎のシンボルとなることを目指しまして、平成27年1月から神宮道の一部を廃止して公園として再整備する工事を実施いたしております。8月末に工事が完成、9月1日に完成記念式典を開催するとともに、供用を開始しております。

続きまして、ページ番号京都市-49、評価軸⑤の効果・影響に関する報道でございます。今年度も歴史まちづくりに関する事

業を報道機関に取り上げていただいたものについて, こちらで紹介しております。

続きまして、ページ番号京都市-50の評価軸⑥その他の歴史まちづくりに関する取組でございます。こちらは、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定について評価しております。平成27年度は歴史的風致形成建造物12件、景観重要建造物10件を指定させていただいております。これまでの京町家中心の指定から、寺社仏閣や近代建築等にも指定の対象を拡充しておりまして、平成27年度は、円通寺、西方尼寺・本光院の2件の寺院を歴史的風致形成建造物、景観重要建造物に指定させていただきました。

その他歴史まちづくりに関連する取組のトピックスとしまして、ページ番号京都市-52、伝統的建造物の利活用についての取組、次のページの近畿地区の認定都市との連携として、近畿歴史まちづくりサミットについての評価を取り上げております。アの平成27年度の実績及び計画の進行

管理・評価については以上でございます。 続きまして、イの平成28年度、今年度実 施予定の歴史まちづくりに関する取組に ついて御説明いたします。

資料3を御覧ください。こちらは認定計画に記載しております事業を一覧表にまとめたものでございます。昨年度の進捗状況,実施内容等と平成28年度の実施予定を一覧で分かる形にしております。こちらにつきましても,抜粋して幾つか御紹介したいと思います。

まず、1ページ目の上段の方になりますけれども、(2)無電柱化等事業についてでございます。こちらの事業は、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、情報通信ネットワーク信頼性の向上などを目的としまして、良好な生

活空間の創造に向けて取り組んでいるものでございます。平成28年度は先斗町において、電線地中化を行うに当たっての支障物の移設工事等、事業に着手する予定でございます。こちらは東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を行うという目標で順次事業を進めていく状況でございます。

続きまして、二つ目の取組は、景観政策 課が所管しております伝統的建造物群保 存事業及び歴史的町並み再生事業につい てでございます。今年度も昨年度同様、修 理等の御要望にお応えしていく予定でご ざいます。既に、ただ、予算以上の御要望 が来ておりますので、順次調整を図りなが ら補助事業を進めてまいりたいと考えて おります。

三つ目の取組,都市計画局所管の京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業でございます。この事業は前回の計画変更で追加した事業になっております。インターネットを経由して多数の投資家から少額ずつ資金を集めるクラウドファンディングの仕組みを利用しまして,京町家の改修・活用を行う事業者に対し資金面での支援を行うものでございます。今年度は支援の対象となる活用事業者の募集を行

っておりまして,今後,事業者を選定し, 支援を実施していく予定でございます。

また、京町家を保全する取組について、町家を除却する際に届出制とすることなどについて現在条例化を進めているところでございます。京町家は京都市の歴史まちづくりにとって重要な構成要素であることから、次回の計画変更でこれらの取組も盛り込むことも視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

四つ目の取組になりますが、3ページ目 真ん中辺りに記載があります京都市美術 館再整備事業でございます。この事業も前 回の計画変更で追加した事業になります。 歴史的・文化的価値のある京都市美術館を 可能な限りいかして再整備を図り後世に 継承するため、平成27年3月に京都市美術 館再整備基本計画を策定しております。平 成27年度は基本設計を完成いたしまして、 今年度は実施設計・施工に着手していく予 定でございます。

以上,イの平成28年度に実施予定の歴史 まちづくりに関する取組についてを御説 明いたしました。

これらの内容につきまして,委員の皆様 に御意見を賜りますよう,よろしくお願い いたします。

議事要旨

○座 長 どうもありがとうございました。

ただ今,平成27年度の実施先及び計画の進行管理・評価について,28年度の実施予定の幾つもの取組について御説明いただきました。このうち,特に議題1のアにつきましては,推進会議において確認をしまして,方向性や進捗などについて意見をお聴きすることが必要ということになって

おります。委員の皆様方から御意見を頂ければありがたいと思います。

○委 員 去年も同じようなことを申し上げたような気がしますが、ほとんどの事業の進捗状況が計画どおり進捗しているという形になっていて、これだけだとものすごく良く出来ているという感じになりますが、計画どおりということの意味が多分一つ一つ違うと思うんですね。ロームシ

アター京都や動物園などのプロジェクト的なものは、実際にそれが完成したということが計画どおりということだと思いますが、何年にもわたってずっと補助金を出している事業などそのようなものは一体何をもって計画と言っているのか。例えば補助金の予算を使い切ったら計画どおりなのか等、何をもって計画どおりと言っているのかが非常に曖昧なので、ここの表現をもう少しそれぞれに合わせて変えていただいた方がいいのかなと思います。

○座 長 いかがでしょうか。これはこう いうフォーマットなのですか。

○事務局 国の方で作成されている様式でこのような形になっています。事業によって状況が違うというのは先生の御指摘のとおりですが、この部分については進捗状況が少し分かりにくい形になっておりますので、定量的評価のところで定数的なもので評価を分かる形にはしていますが、進捗しているかどうかという判断については、確かに事業によって違いますので、今後国とも相談しながら、どういう型がふさわしいのかということは検討させていただければと思います。

○座 長 多分,市の側で書きやすいように、国が計画どおりか進捗していないの二つに分けてしまっているんだと思います。今おっしゃったように、多分、内容は様々あるので、できるだけ上の段の具体的な定性的・定量的というところ辺りで書ける分だけは書いていただくということになるんでしょうね。私たちとしては、できるだけ具体的に把握できることが望ましいので、そういうふうにお書きいただけるとありがたいです。そういう御趣旨でよろしいでしょうか。

○委 員 そうですね。特に計画どおり進 捗しているの横に課題や対応方針という 欄がありますけど、ここ、結構空欄になっていたりしますので、本当に全然課題がないのか、その事業に対してはという辺りもありますので、できるだけ丁寧に書いていただけたらと思います。

○委 員 それに関連してなんですけれ ども、定性的・定量的評価のところです。 何々を実施したとか何々を何機つくった とか、そのような事業の進捗が書いていま すが、それが評価と言えるのか。やったこ とが書いているだけなので、そのことによ ってどうなったのかという,途中の事業も あるので, どこまで書けるかということな のですが,実施した結果どうなったのかと いう評価を書けるところはやはり書く欄 ではないかというふうに思います。もしく は、続けていくことでこういうふうな効果 が挙がるとか、こういうふうな評価ができ るというところを, 書けるところはできる だけ書いていただいたらいいのかなとい うふうに思います。

○座 長 それぞれ個別の事業について どのように進捗しているか、計画をどの程 度達成しているかということに加えて、現 状でのその評価をお書きいただきたいと いうことだと思います。歴史的風致維持向 上計画というものを策定していただいて いるので、その全体の計画に即してどのよ うな意味があるかということになるので はと思います。

○委 員 関連ですが、この歴史まちづく り法について、そろそろ見直すべき時期で すよね。まず、事業内容が非常に密で評価 する対象も圧倒的に多いという特殊な状 況に京都市はある。

また、そもそもこの推進会議というのは どういうものか。他都市においても、報告 を聞いて頑張ってくださいねのようなコ メントをしてお仕舞いになってしまうと いうことがあります。当初のフレームが機能しているかどうかということはやっぱり厳しく批判されるべき時期だと思います。今、国の方とも検討して、という話が出たものですから、国は10年経ってどういう評価を考えているんだということを京都市の方からは追及すべきだし、そうしていかないとほかのまちでこの歴まち法が機能しないまま終わっていくということがあります。

例えば、重伝建の中の補助事業がありましたけど、空き家問題というのがもう一つあります。今後この重伝建地区はどうなっていくべきだというような目標を作って、それに向けてどういう事業を進めているのかということも考えるべきだと思いますね。補助事業が行われたということで、新しい所有者や新しい利用者がその建物を使ってくれるため、空き家化の恐れが少なくなるので、それは重伝建の持続性が確保されているわけですね。補助事業というのは当然個人の負担が発生しますので、その個人の負担を考えられないような方がどのくらい残っているんだということも言える。

このような本来の制度の目的に立ち帰って、ただ補助を付けとけばいいということではなくて、今後どうやって歴史風致を維持していくかということに関する本質的な議論が必要かなという気がしますので、そろそろ大幅に見直すべき時期に来ているなという気がしています。このようなことを推進会議でもやはりきちっと言っていく必要があるし、議論する必要があると思いました。

○座 長 今,重要な御提起をいただいた わけですけども,今年が京都市の歴史的風 致維持向上計画ができて6年目になるん ですね。そして,最後にまた全体評価とい うのか、3年間の評価をしないといけない ということなので、今の御意見も酌み取っ ていただいて、それをうまく京都市の歴史 的風致維持向上計画の現状と、課題につい て、多分、京都市の場合は全国的な問題が 先に現れているんじゃないかという気が しますので、そういう点を踏まえて色々御 検討いただくと、さきほどの御意見に関連 して応えられるんじゃないかというよう にも思います。

京都市の立場は、元々この計画が認定されるときから大変な責任を背負わされていたわけで、確か全国の模範になるような向上計画を作れと言われて、大変御苦労されたと思います。もう一度してくださいと言うわけではありませんが、やはり京都市の立場というのはそういう立場だという気もしますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員今,全国的な視点という話があ りましたが、この京都市-49の新聞報道に ついて, ほとんどが京都新聞で, 全国紙が 産経と毎日がちらほらあるぐらいで, そし て定性的・定量的評価のところに市民への 普及啓発となったということですが,この 評価というのが京都市民に普及啓発とい うところでとどまっているので, むしろ全 国的に普及啓発というのが必要じゃない かと思います。多分, 国の予算も随分入っ てきているわけですよね。その国の予算を 持ってくるためにも全国的な評価という ものをしていただく必要があると思いま すが、それにしては全国紙での報道が少し 少ない。工夫してできるというものでもな いとは思いますが、京都新聞ばかりという のも少し狭いかなという感じがします。

○座 長 おっしゃる側面は確かにある わけで,市民にとってというのがまず一番 なのかと思いますが,全国的に影響を与え るというような言い方はおこがましいですが、自然に全国紙で取り上げられるような動き方というのが望ましいんじゃないかと思っています。

○委 員 そもそもその記事の集め方に問題があるのではないですか。私が知っているだけでも後10は付け加えられますよ。だから、全国紙の京都市のページに載っているものもあると思いますが、多分ここでは割愛されていて、京都市としては、膨大なストックを丁寧に調べにいくと、1年間分で20ページや30ページぐらい行くのではないかと思います。ただ、確かにおっしゃるように全国的にどう報道されているかというのももっとあると思います。我々京都市民が知らないところで東京で載っているものとか。

○座 長 全国紙の全国版というところですね。全国紙の京都版のところは京都のところですかられ。

○事務局 すいません,先ほどの宗田先生, それから,新聞記事の関係でコメントさせ ていただければと思います。

まず、1点目の計画でございます。歴史 的風致維持向上計画は計画期間が平成21 年から平成32年となっております。まずは ここに書いていることをしっかりと進行 管理していくということで臨んでいきた いと考えております。ただ、32年、オリン ピックイヤーかとは思いますので、それに 向けて次の動きをどうしていくのか、これ はそろそろ考え始めていかないといけな いなというふうに思います。その準備はい ろんな方面で行っていくべきかなという ふうに今お伺いして思っているところで ございます。

それからもう一つ,国の動きとしまして, 歴史まちづくり法が出来た頃に国の補助 事業が,交付金事業に変わっていったとい うような経過もございます。この交付金事業、非常に使いやすくなったということはございますけれども、ここに来てこの交付率が大分落ちてきているような状況もございます。もう一方で、国の方でまた一部に補助金を復活させていこうというような動きもございます。そういう意味ではこの計画を担保する事業制度が少し揺れているようなところもございますので、この切りは国の方へも要望していかないといけないなというふうな思いでございます。

2点目の新聞記事でございます。弁解ではないんですけれども、まずはここに挙がっている事業がどう取り上げられたのかという視点でピックアップしています。京都の出来事というのは、いいこと、悪いこと含めて広く知られるような記事になる状況がございますので、その辺は少し御了承いただけたらなというふうに思います。○座長ありがとうございます。いかがでしょうか。全般的な御意見頂いたので、これだけでも十分かなという気がしますけど、個別にいかがでしょうか。

○委 員 京都市-13の観光地交通対策について、2000年くらいから続いていまして、それまで年間4,000万人だった入込客が5,000万人に増え、更に今また2010年代後半にかけて外国人観光客が増加している状況で、交通混雑がかなり深刻になってきています。嵐山長辻通や渡月橋の歩行者化、つまり車両の通行禁止をする段階を経てきたんですが、ここに過度な歩行者が集中してしまうということがあります。

祇園祭の方は、幸い先の祭りと後の祭りに分けたことで、雑踏混雑の分散化が図られるということですが、観光の問題が特に深刻化しているということがあって、もう少し危機感を持って取り組むことが必要だと思います。

欧米の観光都市の経験を参考にしながら、歴史まちづくりのこの枠組みの中で、どういう取組をしていくかということを、文化財、都市計画、交通関係、それから、観光を入れて考えるべき時期に来ています。オリンピックイヤー前に20世紀の終わりには4,000万人だったのが6,000万人になってしまう、1.5倍になるという大変な荷重が京都の歴史都市に掛かってくるので、観光交通対策だけではもうまずいぞという感じがしていますので、またしかるべき席で御検討いただければと思います。

○座 長 全く同感でございまして、私も申し上げたかったことです。京都市としては、この100年余り掛けて達成しようとしたことを量的にも質的にも去年辺りで達成して後どうするかということについて、あまり先人たちが一生懸命考えてきたほどには今は考えられてないような気もいたしますので、今、宗田委員がおっしゃったような、かなり根本的に京都市はどうあるべきかと言うか、どういうふうにこれから生きていくのか、どんどん6、000万を目標にするのか、あるいはもう知らないありをしてしまうのか。そういった明治の辺り、あるいは戦後辺りの京都の将来を考え

たそういう時期と同じ時期だと思いますので、改めてお考えいただければありがたいというのが一つです。それから、嵐山の治水対策で、昭和37年か何年かに造られた堰堤を撤去して、そして、横にまた何かしら堰堤か何かを造って、水を流すけれども水面の位置だけは従前と変わらないようにするという治水対策がもう動き始めているそうなんですけども、京都市の文化財ないし都市計画、都市建築景観の方ではそういうことと会議等で一緒にやっておられるんですか。

○事務局 はい、河川の治水対策については、地域も含めまして国土交通省様主催の会議がございまして、京都府様、文化財保護課もオブザーバーとして同席させていただいております。先ほどありましたように嵐山は名勝でございますので、管理団体は京都府様でございます。治水で今の水面であるとか堰をなくして掘り下げる。この間の台風の水害等ございましたので、そこと、それから歴史的な景観をいかにバランスよく守っていくのかというところで、私どもは、最終的にはやはり文化庁と保護的な面を十二分に配慮した計画で景観をしていただきたいというふうに国交省の方には伝えております。

議題2 京都市の広告景観づくりの取組(情報提供) 内 容 説 明

○事務局

広告景観づくり推進室の広告審査課長 でございます。よろしくお願いいたします。

広告景観づくりの取組につきましては, 歴史まちづくりとの直接的な関わりは一 部にとどまるかと思いますが,本市の景観 政策の大きな取組の一つに位置付けられ てございます。

それでは、京都市の広告景観づくりの取 組について御説明いたします。

まず、本市の屋外広告制度の位置付けについては、平成19年9月に実施されました新景観政策におきまして、建物の高さやデザイン基準等の五つの柱の一つとして構

成されておりまして、歴史都市京都の景観 を形づくる重要な要素として位置付けられております。

次に、屋外広告物の規制の仕組みと制度 について御説明させていただきます。

まず、屋外広告物とは、①「常時又は一定の期間継続して、②「屋外で」、③「公衆に表示されるもの」ということでございます。自分の建物敷地内の看板でございましても、公衆に表示されている、道路等から見える物につきましては、屋外広告物として規制の対象となってございます。

次に,屋外広告物の種類についてでございます。

屋外広告物の種類につきましては,多数 ございますが,主に壁に設置します定着型 の看板でございますとか,広告塔,広告ス タンドなどの独立看板の二つに大別する ことができます。

次に,屋外広告物の規制内容についてでございます。

屋外広告物の設置には、市長の「許可が必要」となり、許可期間につきましては、ガイドラインがありますが、それは3年という形でございます。また、京都市では地域の特性に応じまして21種類の細かい規制区域に分けてございまして、それぞれの区域ごとに高さ、色彩などの基準の違いがございます。

なお,区域内の面積が2平米以下のものに つきましては許可不要で,公共的なものに ついても許可不要という場合がございま す。

次に,屋外広告物の規制地域についてで ございます。

先ほど21種類と申しましたけれども,国 道1号線などの沿道地域につきましては, 沿道地域型という形の規制をしておりま して,大きくは6種類ございます。また, その他の地域は一般地域という形で規制をしております。山沿いの方が比較的厳しい地域で1種地域という形になっており、 市内へと緩くなっていくという形でございます。

次に,屋外広告の規制強化の主な内容についてでございます。

これは本市特有のものでございますけれども、良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出するために、このように屋上看板については全面禁止という形で、市内全面禁止しております。

次に、点滅式でございますとか可動式照明というものについて、これにつきましても、規制区域に関係なく市内全域で禁止いたしております。(スライドにて、京都駅南側で屋上に看板を設置されたカラオケ店の是正事例を紹介)

次に、「3 表示できる高さ」でございます。屋外広告物につきましては、地域に応じて表示できる高さを定めております。4種地域については、高さ10メートルになっています。看板につきましては、基本的には高度地区の規制のおおむね3分の2という目安でしておりますけども、当然建物については既存不適格の建物もございますので、3分の2以下又はこの地域で言いますと10メートル以下のどちらか低い方という形の規制をさせていただいております。

また、「4 表示できる面積」ということで規制をしておりますが、地域によって建物壁面の1 個当たりに設置できる面積と、1 種地域でしたら3 平米までしかできないという形になります。それと、表示率というのを設けてございます。

(スライドにて山科椥辻の焼き肉店の是 正事例を紹介) 次に,「5 表示できる位置」でございます。良好な通り景観を形成するために,一部地域,主に田の字地区でございますけれども,道路の上空への突き出しを禁止してございます。

次に,「6 色彩」でございますが,地域に応じまして屋外広告物のマンセル値の彩度が一定の数値を超えるものつきましては,使用できる面積割合を制限しております。

(スライドにて携帯会社の是正事例を紹介)

(スライドにて郵便局の是正事例を紹介) 次に、屋外ではなくて、「7 特定屋内 広告物」の規制でございます。建物の中で も窓ガラス等に貼り付けてあるもので一 定期間継続して公衆に表示するものにつ きまして、5平米を超えるものは届出とい うものを求めてございます。また、開口部 の設置可能面積について、1階であれば50 パーセント、2階では30パーセントにとど めるように、また、色彩等についても制限 を設けております。

次に、24年から26年にかけて集中的な取組を行った屋外広告物適正化の取組について御説明いたします。

これまでの取組目標でございますが、新 景観政策を実施いたしました19年9月から7年間の経過措置期間を設けてござい ました。その終了する26年8月までに京都 にふさわしい広告景観の形成を目標とし まして、集中的に取り組みいたしました。

なお、経過措置期間につきましては、旧 条例で許可を受けていた場合に最長7年間の猶予を認めるものでございますので、 元々無許可で表示されている場合につき ましては、経過措置期間はございません。 次に、屋外広告物の適正化の進捗でござい ます。平成22年度に本市では、市内約4万 箇所の看板があるというふうに調査しておりますが、7割が条例に適合しないということで、違反であると推計しておりました。そこで、本市は市内全域につきましてはローラー作戦という、是正指導の集中取組を、例えばこちらに書いている嘱託員さんも含めた110名の体制で実施したということでございます。その結果、平成26年8月末時点では、約8割の3万5,700箇所については条例の趣旨に沿ったものに適正化が進みました。

なお、昨年度末につきましては更に進捗が 進みまして、約9割の4万1,000箇所が適 正なものとなってございます。

集中的な取組について先ほど御説明しましたが、三本柱として、一つ目に屋外広告物制度の定着促進、二つ目として是正のための指導の強化と支援策の充実、3つ目に京都にふさわしい広告物の普及啓発ということで取組の柱を掲げました。

一つ目の柱の「屋外広告物制度の定着促進」でございます。これにつきましては、制度の周知のために①「市民しんぶん 特集号」への掲載、これは24年から3箇年ほど掲載いたしました。②「経済団体・業界団体への周知」、③「屋外広告物を掲出する4万箇所の事業者へ直接ポスティングによる周知」を行いました。最後に、京都新聞ですとかKBS京都など、⑤「マスコミを通じた広報」を行ったということでございます。

次に、平成26年6月の市民しんぶん特集 号でございます。紙面では是正のための指 導の強化ですとか、啓発活動として、京都 景観賞屋外広告物部門を実施しておりま すので、それの特集を行っております。

次に,「京都新聞全面広告」で是正事例 を紹介させていただきました。

次に, 二つ目の柱として, 「是正のため

の指導の強化と支援策の充実」でございます。先ほど少し述べましたけど、平成24年10月から、最終的には110人体制で「市内全域でのローラー作戦による是正指導」を実施しました。また、「是正に従わない悪質な事業者に対する法的措置の実施」としまして25、26年の2箇年にわたって措置命令を20件ほど行っております。最後に、「屋外広告物の是正を促進するために、新たな低利融資の実施」も行っております。

次に、「違反広告の是正指導の流れ」でございます。まず、現場調査等で、通報等もございますけれども、「違反広告物を確知」いたします。次に、表示者に対して基準に適合するように窓口や現場で「是正指導」を行っているということでございます。ただ、それらについて従わない方について、行政指導としての最終段階としての「是正勧告」を実施致します。その後、進展が見られないものに対しましては、表示者に対して、是正命令を行いまして、最後にそれでも従わない方については、「氏名等の公表」及び「行政代執行」を行います。

最終的に、実施まで至りませんでしたが、 1件代執行を直前まで行っております。

次に、「行政代執行も視野に入れた強力 な是正指導」ということで、伏見区内のラ ブホテルの事例でございます。

最終的に行政代執行につきまして,これは26年7月に代執行令書の送達を行っておりますが,その翌日に業者の方から自主撤去がされましたので,行政代執行に至らなかったという事例でございます。

次に、先ほど述べました屋外広告物対策 の一環として低利の融資の制度を実施し ています。

次に、屋外広告物の取組み結果について ですが四条通につきましては、道路の突き 出し看板が禁止区域という形になってご ざいます。スライド左側の写真は19年度のもので、たくさん突き出し看板があるかと思いますが、スライド右側の写真の平成27年につきましては突き出し看板がなくなってございます。

次に、京都駅の是正事例でございます。 北口の様子でございますが、スライド上の 写真は19年度で屋上看板が残っています が、スライド下の写真では屋上看板が撤去 され、すっきりした上空景観が創出されて ございます。

次に、「協定書締結」の広告業界の新聞記事でございますが、平成26年11月に京都府広告美術協同組合という広告団体と本市が京都にふさわしい景観の形成及び安全対策推進に向けて協定を締結したということを報じたものでございます。京広美様には屋外広告専門家として御意見を頂戴して、行政の推進に御協力をいただいてございます。

最後に、3本目の柱ですが、「京都にふさわしい広告物の普及促進」についてでございます。一つ目として、京都景観賞というものを平成24年度に屋外広告部門を創設し、実施しております。二つ目に、優良屋外広告物補助金制度の実施、最後に特例許可制度の積極的活用ですが、これはまだ1件しかございませんが、平成26年度に京阪三条ビルで1件行ってございます。

次に、京都景観賞としての市長賞の一部 を御紹介します。左側の写真が北区の精進 料理の「大徳寺一久」さん、右側が左京区 の「鞍馬駅」の写真でございます。

次に、左の写真が中京区の着物屋の「京都一加」さんと、その下が手描き友禅の「高橋徳」さん、最後は、中京区のカフェの「伊右衛門サロン京都」さんでございます。

次に, 先ほど補助金制度を設けているということをお話しましたが, この4月にリ

ニューアルしております。京都にふさわしい広告物の普及と促進ということを図るため、簡易な広告物であるのれん、ちょうちんにつきまして、最大9割の補助制度を設けました。また、手続の簡素化、これまで広告専門小委員会の方でお諮りしていましたが、事後報告という形に変えさせていただきまして、期間の短縮等を図っております。

今後も引き続き本市の屋外広告物制度

を定着・促進するために、「伝える力」としまして周知、広報に努めるとともに、また、それを「徹底する」ために強力な指導を実施し、また、他の模範となるような広告物の顕彰等に取り組むことで「京都らしい広告景観の創出」に努めてまいりたいと考えてございます。

説明につきましては、簡単ですが以上で ございます。

議事要旨

○座 長 どうもありがとうございました。広告の是正というのは歴史的風致の向上にとってすごく重要な事業だと思います。

○座 長 随分見え方が変わってくるものだというのは、四条通を少し歩いても感じますよね。同じことで言うと、京都景観賞の建築部門はここには挙がってなかったけれど。

○事務局 景観賞,三つのジャンルで回していこうという計画でございまして,広告と建築物と,それから活動と言いましょうか,そのような形で回していけたらと思っています。なぜそうするかというと,例えば建築物ですと移り変わりはなかなか時間が掛かります。そういうことで三つのジャンルを回していこうと思っています。今後は,3年に1回ぐらいを目安に行っていくということで,昨年度は広告で行ったということでございます。

○座 長 分かりました。

○委 員 国土交通省の日本風景街道という制度があって、最近、道路標識、交通標識も風景のいい所では移してくれるとか減らしてくれる。そろそろ四条通とか、

交通標識を点検するべき時期になったか もしれませんね。

○座 長 行き先案内のあの頭上にものすごいものがあって便利なんだけれども、電線の地中化、電信柱の地中化、そして広告の是正が行われると、かえって目立ってきて、何とかならないかと。カーナビが普及してくるとなくてもいいですよね。両方見ると安心するんですけどね。

○委 員 京都市が設置していた放置自 転車の看板は、あれだけきれいになったわ けですから。だから、交通標識のあの色が 目立ちますよね。やっぱりあれもマンセル で数値をコントロールしてもらうとか。

○座 長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちょっとお伺いしたいこと,最後に昨年度末にリニューアルされた優良屋外広告物補助金交付制度で,のれんとかちょうちんとかにも交付されるということなのですが,これはいわゆる広告物に対してでしょうか。お祭りのときなど季節的に出てきて非常に京都の景観を作っていくような,そういうものに対しての補助はないんでしょうか。要するにこれから積極的に是正するだけじゃなくて創っていく

というお話だったと思うんですけれども、 この辺の補助対象とか、どういう目的でこれを追加されたのかということも含めて 御説明いただきたいと思います。

○事務局 先ほども少し屋外広告物の定義を御説明させていただいたかと思いますが、屋外広告物としましては、常時掲出されるということでございます。そういう意味では、例えばお祭りだけのものということであれば、許可不要というをしており、京都らしい広告景観を常時掲出していただくという意味では常時のものを対象としています。現時点は事業者の店舗等に掲出されるものということで考えさせていただいております。

○事務局 少し補足しておきますと、補助 事業については、個々に補助を行っていく 場合と、いろんな団体さんに対して補助を 行っていくような場合とがございます。今 回は、どちらかと言うと個人さんとか活動 なさっている方に対する補助というよう な場合としていますので、そういうような 格好になっているかなというふうには思 います。

○座 長 ほかにいかがでしょうか。特に ないようですので、これでこの議事を終わ りたいと思います。

以上をもちまして,本日の全ての議題を 終えました。事務局に議事進行をお返しい たします。